

「小郡市都市計画審議会」の委員を公募します

小郡市では、住みよいまちづくりを実現するため、都市計画の案を審議する「小郡市都市計画審議会」を設置しています。

都市計画の案の審議の場で、市民の皆さんの幅広い意見をいただくため、小郡市都市計画審議会の委員を公募します。

◆「都市計画」とは、人々が気持ちよく暮らせるために、道路、公園、下水道などのまちの基盤となる都市施設の配置や、区画整理や大規模な開発に関連する計画を、自然環境との関係等も踏まえながら、総合的に考え定めていくことです。

◆「都市計画審議会」とは、都市計画法第77条の2に基づく市長の諮問機関です。審議会は市長の諮問に応じて都市計画に関する事項について調査審議します。

●応募資格●

小郡市の都市計画及びまちづくりに関心があり、次のすべての要件に該当する方

- (1) 本市に居住している満20歳以上の方（令和7年3月27日現在）
- (2) 本市の附属機関等の委員を3機関以上兼ねていない方
- (3) 国もしくは地方公共団体の議員または本市の常勤の職員でない方
- (4) 平日に開催する審議会に出席可能な方
- (5) 小郡市暴力団等排除条例に規定する暴力団等と密接な関係を有する者でないこと

●募集人員●

2名（委員総数14名）

●任期●

委嘱の日から2年間

●活動内容●

小郡市都市計画審議会（年2回程度）へ出席し、都市計画案の調査審議において、様々な観点から意見を述べていただきます。審議会1回につき、4,700円の報酬があります。

●応募方法●

所定の「公募委員申込書」に必要事項を記入し、次のテーマによる小論文（400字以上800字以下）を作成の上、持参、郵送またはEメールで、小郡市役所 都市建設部 都市計画課へご提出下さい。

○小論文テーマ：「防災・減災のまちづくり」

※都市計画課窓口での受付は、平日の午前8時30分から午後5時までです。

※「公募委員申込書」小郡市ホームページからダウンロードできます。

また、小郡市役所 都市建設部 都市計画課でも配布しています。

●募集期限●

令和7年2月21日（金）午後5時まで（郵送の場合必着）

●選考方法●

書類（公募委員申込書および小論文）の内容を総合的に判断し、選考します。

選考結果は、応募者全員に通知します。

●応募・問い合わせ先●

〒838-0198 小郡市小郡255番地1

小郡市役所 都市建設部 都市計画課 計画係（西別館2階）

TEL：0942-72-2111 内線（352）

Eメールアドレス：toshi@city.ogori.lg.jp

※ファックスでの応募の受付はいたしません。